

愛媛大学教育・学生支援機構学習支援コモンズ学習支援委員会規程

（ 令和 8 年 3 月 1 1 日  
制 定 ）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、愛媛大学教育・学生支援機構学習支援コモンズ規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、愛媛大学教育・学生支援機構学習支援コモンズ学習支援委員会（以下「学習支援委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（役割）

第 2 条 学習支援委員会は、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 愛媛大学教育・学生支援機構学習支援コモンズ（以下「学習支援コモンズ」という。）が学部・研究科・学環及び学生支援関連組織（以下「学部等」という。）と連携して行う学習支援に関する事。
- (2) その他学習支援コモンズ及び学部等の学習支援に関する事。

（組織）

第 3 条 学習支援委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学習支援コモンズ長
- (2) 各学部、各研究科、各学環の学習支援を担当する教職員 各 1 人
- (3) 学習支援コモンズ副コモンズ長
- (4) 学習支援コモンズ員
- (5) その他学習支援コモンズ長が必要と認めた者

2 前項第 2 号の委員は、当該教職員の所属する部局等の長の推薦に基づき、教育・学生支援機構長（以下「機構長」という。）が委嘱する。

3 第 1 項第 5 号の委員は、当該教職員の所属する部局等の長の同意を得て、機構長が委嘱する。

4 第 1 項第 2 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 4 条 学習支援委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、学習支援委員会を招集し、主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

（構成員以外の者の出席）

第 5 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を学習支援委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（戦略会議への報告）

第 6 条 学習支援委員会は、意見交換内容を定期的に教育・学生支援機構戦略会議に報告する。

（事務）

第 7 条 学習支援委員会に関する事務は、教育学生支援部において処理する。

（雑則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、学習支援委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。